

宇美町における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
深町(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町光正寺1丁目9-27先	宇美町が運行を依頼した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「のるーと宇美」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	宇美町地域公共交通会議において、令和5年1月13日合意
下宇美(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町明神坂2丁目4-1先			
下宇美(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町明神坂2丁目1-32先			
宇美八幡前(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町宇美2丁目2-22先			
宇美八幡前(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町宇美6丁目1-1先			
宇美町役場入口(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町宇美3丁目1-1先			
宇美町役場入口(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町宇美6丁目1-1先			
JR宇美駅	福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目13-1先			
大谷(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町貴船1丁目14-20先			
大谷(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町貴船2丁目26-3先			
ひばりが丘団地(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘1丁目13-7先			
ひばりが丘団地(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘1丁目13-7先			
ひばりが丘西口(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘3丁目2-1			
ひばりが丘西口(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘1丁目21-10先			
井野本村(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町大字井野403-1先			
井野本村(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町大字井野413-8先			
赤井手(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町大字井野29-3先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
赤井手(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町大字井野560-2先	宇美町が運行を依頼した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「のるーと宇美」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	宇美町地域公共交通会議において、令和5年1月13日合意
井上(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町大字井野696-17先			
井上(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町大字井野686-2先			
四王寺坂第三(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町四王坂3丁目12-10先			
四王寺坂第二(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目22-7先			
四王寺坂第一(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目8-5先			
四王寺坂(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目30-17先			
四王寺坂(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目22-7先			
四王寺坂入口	福岡県糟屋郡宇美町原田1丁目5-9先			
原田(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町原田3丁目2-20先			
原田(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町原田4丁目17-11先			
勝田(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町原田4丁目18-1先			
勝田(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町原田3丁目30-13先			
原田橋	福岡県糟屋郡宇美町原田3丁目32-21先			
今屋敷(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町障子岳4丁目6-20先			
山の下(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町障子岳3丁目1-12先			
山の下(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町障子岳3丁目1-12先			
下障子岳(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町とびたけ3丁目20-18先			
下障子岳(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町とびたけ3丁目20-22先			

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
極楽寺入口(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町とびたけ4丁目1-10先	宇美町が運行を依頼した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業(道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「のるーと宇美」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	宇美町地域公共交通会議において、令和5年1月13日合意
六反田橋(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町宇美東1丁目8-16先			
上の原(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町神武原1丁目6-20先			
上の原(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町神武原2丁目5-1先			
神山手団地入口(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町神武原1丁目3-21先			
神山手団地入口(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町神武原2丁目4-6先			
柳原(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町神武原1丁目8-1先			
柳原(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町神武原1丁目7-50先			
大名坂(北向き)	福岡県糟屋郡宇美町明神坂3丁目16-6先			
大名坂(南向き)	福岡県糟屋郡宇美町明神坂1丁目17-18先			
宇美公園前(西向き)	福岡県糟屋郡宇美町明神坂1丁目4684-1先			
宇美公園前(東向き)	福岡県糟屋郡宇美町明神坂1丁目4684-1先			